

任意継続被保険者になられる方へ

任意継続被保険者制度は、会社を退職して被保険者の資格を喪失したとき、2年の間、個人の希望により被保険者となることができる、健康保険法第37条、第38条等に定められた制度です。

《任意継続被保険者になれる人》

- 下記の条件を両方満たす必要があります。
 - 一般被保険者資格喪失の前日までに継続して2か月以上の被保険者期間があること
 - 一般被保険者資格喪失の日以降、20日以内に健康保険組合に所定の書面で申請があること

《保険料について》

- 退職時の標準報酬月額 または いすゞ健保の平均標準報酬月額のどちらか低い方の額に保険料率をかけて算出された金額となります。
 - 事業主負担がなくなるため、退職時の標準報酬月額を使用して保険料が決まる方の保険料は約2.5倍に増えます。必ず事前に保険料を確認し、国民健康保険等、他の選択肢と比較してから申請をしてください。
 - 保険料は、下記の方法で確認が出来ます。
 - 退職する会社の社会保険業務担当者へ確認
 - いすゞ健保のホームページで確認
 - いすゞ健保に電話で確認（任意継続担当をお呼びください）
- ※②または③の場合は、最新の給与明細のご用意をお願いします。ただし、その給与時点の標準報酬月額と、退職時の標準報酬月額が異なる場合、正しい保険料を確認する事ができない可能性があります。

《保険料の納付方法について》

- 保険料は、下記の方法で納付出来ます。
 - 毎月納付 …毎月5日に、ゆうちょ銀行口座からの自動払込み（手数料 33円/回）
 - 半年前納 …加入月の翌月から9月または3月分まで、健保より納付書をお送りします
 - 年前納 …加入月の翌月から3月分まで、健保より納付書をお送りします

《任意継続被保険者になるとき》

- 定められた期限内に「任意継続被保険者資格取得申請書」を提出してください。
 - いすゞ健保より、「任意継続被保険者資格取得通知書」および保険料納付書をお送りします。最初にお送りする保険料納付期間は、納付方法や、取得日のタイミングによって異なります。また、会社からいすゞ健保へ退職の届出書類の提出がないと任意継続の手続きは行えませんので、取得通知書が届くまで時間がかかる場合があります。
 - 納付書に記載されている指定口座に保険料をお振込みください。
- ※「任意継続被保険者資格取得申請書」で選択した納付方法は2回目以降の納付方法です。初回の保険料は全ての方が納付書による振込です。ゆうちょ銀行以外の金融機関からお振込みください。納付書を使用せず、ATMやネットバンキングでお振込みも可能ですが、必ず5桁の資格確認書番号（取得通知書に記載）とお名前を入力し、金額を間違えないようにご注意ください。

なお、任意継続の申し出をしても、初回保険料を納付期日までに納付しなかったときは、任意継続被保険者とならなかったものとみなされます。

4.資格確認書について

マイナ保険証をお持ちの方は資格確認書は交付されません。

マイナ保険証で医療機関を受診してください。

マイナ保険証をお持ちでない方で、新しい資格確認書が届く前に医療機関を受診される場合は・・・

受診時に医療機関受付で、現在いすゞ健保に任意継続の手続き中であることをご相談ください。

医療機関によって異なりますが、一度医療費を全額支払った場合の精算方法は以下の通りです。

○後日任意継続の被保険者証を医療機関に持参し、精算

(受診月中に持参できなければ、医療機関では精算してもらえないこともあります)

○後日「療養費【立替払】支給申請書」に医療費の明細・領収書を添付し、いすゞ健保に請求

- 資格確認書（有効期限内のみ）、高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病受給者証は、資格喪失の際には必ずお返しかたるものですので自分で破棄しないでください。

- 資格確認書等を紛失した場合には、再交付の手続きを取ってください。（有料）

《任意継続被保険者でなくなるとき》

- 下記に該当する場合には、資格を喪失します。

- ① 任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき
- ② 保険料を納付期日までに納付しなかったとき
- ③ 再就職し、健康保険の被保険者資格を取得したとき
- ④ 被保険者が死亡したとき
- ⑤ 後期高齢者医療の被保険者となったとき
- ⑥ 任意脱退を希望するとき

《被扶養者の異動について》

- 退職前に扶養に入っていたご家族で、退職後も引き続き被保険者によって主として生計を維持される方は、任意継続期間中も被扶養者でいることができます。ただし、就職した場合や、主たる生計維持者が変わった場合には、扶養から外す手続きが必要です。

《保険給付について》

- 任意継続中は、会社に所属していたときと同様の保険給付が受けられます。
ただし、傷病手当金および出産手当金は、受給要件を満たしていないければ支給されません。

《いすゞ健保の保健事業について》

- 任意継続期間中も、人間ドック・健診が受けられます。事前の連絡が必要ですので健診担当宛にご連絡ください。
- 任意継続期間中も、保養所をご利用いただけます。詳しくはいすゞ健保のホームページを確認するか、保養所担当宛にご連絡ください。

<お問い合わせ> いすゞ自動車健康保険組合 任意継続担当 Tel : 0466-66-9978